

議案第 39 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和8年5月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和8年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
野津 伸治		鳥取短期大学教授
西村 文伸		(地域)
福光 悦子		(保護者)

任 期 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

●委員委嘱の状況

野津 伸治	平成22年度より委嘱(17年目)
西村 文伸	令和5年度より委嘱(4年目)
福光 悦子	令和5年度(途中11月)より委嘱(4年目)

議案第 40 号

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 8 年年 5 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町延長保育実施要綱（平成 17 年北栄町告示第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
（利用料） 第 8 条 町長は、こども園で行う延長保育を利用する保護者から、その経費として <u>1 日あたり 200 円</u> を徴収する。 2 略 （利用料の減免） 第 9 条 町長は、前条の規定にかかわらず、<u>扶養義務者の死亡、災害その他により、特別の事情があると認め</u> <u>たときは、その者の利用料を免除又は減額することができる。</u>	（利用料） 第 8 条 町長は、こども園で行う延長保育を利用する保護者から、その経費として、<u>別表第 2 に定める延長保育料</u>を徴収する。<u>ただし、第 2 階層に認定された母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯の延長保育料の金額は 0 円とする。</u> 2 略 （利用料の減免） 第 9 条 町長は、前条の規定にかかわらず、<u>保育料の減免を決定した者が</u> <u>いるときは、その者の利用料を免除又は減額することとする。</u> <u>別表第 2（第 8 条関係）</u> <table border="1"> <tr> <th><u>北栄町保育料基準額表の階層区分</u></th><th><u>延長保育料の金額</u></th></tr> <tr> <td>第 1 階層</td><td><u>0 円</u></td></tr> <tr> <td>第 2 階層</td><td><u>1 日あたり 100 円(月の延長保育料の合計が 500 円を超える場合は 500 円を上限とする)</u></td></tr> <tr> <td>第 3 階層</td><td><u>1 日あたり 200 円(月の延長保育料の合計が 1,000</u></td></tr> </table>	<u>北栄町保育料基準額表の階層区分</u>	<u>延長保育料の金額</u>	第 1 階層	<u>0 円</u>	第 2 階層	<u>1 日あたり 100 円(月の延長保育料の合計が 500 円を超える場合は 500 円を上限とする)</u>	第 3 階層	<u>1 日あたり 200 円(月の延長保育料の合計が 1,000</u>
<u>北栄町保育料基準額表の階層区分</u>	<u>延長保育料の金額</u>								
第 1 階層	<u>0 円</u>								
第 2 階層	<u>1 日あたり 100 円(月の延長保育料の合計が 500 円を超える場合は 500 円を上限とする)</u>								
第 3 階層	<u>1 日あたり 200 円(月の延長保育料の合計が 1,000</u>								

		<u>円を超える場合は1,000円を上限とする)</u>
	<u>第4階層以上</u>	<u>1日あたり400円(月の延長保育料の合計が2,000円を超える場合は2,000円を上限とする)</u>

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。